

管理技術者の兼務制限の緩和について

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務の円滑な執行を目的に、管理技術者の兼務制限を緩和する。

2 緩和の内容

業務分野別金額が2,500万円以上の業務分野の管理技術者は専任で配置させることとなっているが、3,500万円未満まで兼務を認めることとする。

区分	契約金額(業務分野別)	
	改正後	改正前
専任	<u>3,500万円以上</u>	<u>2,500万円以上</u>
当該業務の外に5件以上兼務しないこと	500万円以上 <u>3,500万円未満</u>	500万円以上 <u>2,500万円未満</u>
兼務制限なし	500万円未満	500万円未満

3 適用期間

令和2年8月21日以降に指名・公告する業務から適用